

平成28年10月31日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成28年10月31日（月） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地証明申請について

議案第48号 農用地利用集積計画（案）について

### 報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について

### その他

### 出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 谷 正典	6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教
9番 横段 登	10番 榎 真太郎	11番 舛田 定則	12番 佐伯 孝行
13番 出来 悦次	14番 林 武彦	15番 水場 守信	16番 北村 正次
17番 平本 真人	18番 高橋 靖之	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則
21番 山城 和彦	22番 長迫 秀	24番 重森 紀生	25番 三戸 正宏
26番 灰原 松二	27番 横村 満	28番 大道 正孝	29番 土井 光弘
30番 椋開地 省二	31番 金原 茂之	32番 中野 勇平	34番 長本 憲
35番 藤原 広	36番 谷 恵介	37番 田中 みわ子	38番 土井 正純

### 欠席委員

23番 渡辺 哲宏 33番 坂 孝好

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長(倉本) : 皆さんおはようございます。出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、11番 舛田委員、28番 大道委員を指名します。

また、本日の欠席通知は、23番 渡辺委員、33番 坂委員から出ております。

委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにしてください。よろしくお願いいたします。

議長 : 事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。議案とともに事前送付しているものとして、資料1 農用地利用集積計画(案)。当日配付資料は、資料2 平成28年度 農地等相談会の開催計画、「農業委員会の『情報活動』の意義と役割」のパンフレット及び全国農業新聞の申込書、JA広島ゆたか広報第110号、JAくれだより第54号です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇〇番〇外1筆、地目は田及び畑、面積は合計で899㎡の第2種農地です。申請の事由は、使用貸人は遠方により耕作困難なため使用借人の要望により使用貸借の権利を設定するもので、使用借人は申請地を借り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は野菜を作付けするものです。経営面積は21アールありますので、川尻地区の下限面積10アールを満たしております。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中野委員 : 32番 中野です。事務局の説明のとおり何ら問題はありません。よろしくお願いいたします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、蒲刈町大浦字前原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は721㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は体調がすぐれず耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は柑橘栽培を行う予定です。経営面積は自作地が約13アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

三 戸 委 員：25番 三戸です。昨年譲渡人が購入した農地だが、体調を崩し耕作ができないということで、新たに譲受人が購入することとなったものです。何ら問題なくきれいに耕作されています。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町内海北7丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は52㎡の第2種農地です。転用目的は駐車場として利用するものです。規模等は、駐車場3台分を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。写真でみて申請地の裏側に自宅がある。子供と同居するので駐車場を確保したいという案件です。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広白岳4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は18㎡の第2種農地です。転用目的は墓地用地として利用するため所有権を移転するもので、墓石2基を設置する計画です。しかしながら写真でもお分かりのように、既に墓地として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等経営許可は申請済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。農地法による許可については、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく許可と同時に許可とする予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 田 委 員：8番 横田です。写真のとおり既に墓があり、保健所生活衛生課へ墓地の手続きを申請中というもので、保健所の許可がおりれば問題はない。どうぞよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は「墓地、埋葬等に関する法律」の許可に合わせ許可することと決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町畑2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は320㎡の第2種農地です。転用目的は駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、駐車場4区画分を整備する計画です。しかしながら写真でもお分かりのように、既に一部が駐車場用地として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。また、面積に比較して駐車場のスペースが少ないのは、台帳面積の大部分が法面で形状不整形によるものです。関係法令については「都市計

画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

舛田委員：11番 舛田です。盆、正月の時の駐車場の確保の為に土地が必要となったという案件です。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、川尻町才野谷〇〇〇番〇〇外1筆、地目は田、面積は合計で1,663㎡の第2種農地です。転用目的は建設機械置場として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、パワーショベル21台を置くための建設機械置場を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中野委員：32番 中野です。転用目的は、パワーショベルの置場にするというもので、県道と旧県道に挟まれた場所で問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町内海南1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は230㎡の第2種農地です。転用目的は住宅及び駐車場用地として利用するため使用貸借の権利を設定するものです。規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2台分を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。使用貸人と使用借人は、祖父と孫の関係であり日照等の問題は生じない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：5番と6番は譲受人が同一でございますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町安登東6丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,240㎡の第2種農地で、6番の申請地は、安浦町安登東6丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は1,011㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、それぞれ発電容量49.5kw、太陽光パネル270枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。JR呉線のすぐそばの場所で、水路、日照は問題ないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番と6番は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番と6番は許可と決定いたします。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、下蒲刈町下島字塩浜新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は330㎡の第2種農地です。転用目的は住宅及び駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、木造スレート葺平家建住宅1棟及び駐車場5台分を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による

許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：22番 長迫です。譲受人は7年間ほど貸家住まいで自営業をしていたが、永住を決意して土地を求めたものです。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第47号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町渡子3丁目〇〇〇〇番、地目は畑、現況は原野、面積は72㎡の第2種農地です。申請の事由は、昭和62年頃申請者の夫が死亡し耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

榎 委 員：10番 榎です。写真のとおり、草、かずらがいっぱい生えており、申請地への進入路も猪が走っていて通れる状態になかった。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、川尻町岩戸〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は422㎡の第2種農地です。申請の事由は、平成5年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 野 委 員：32番 中野です。写真のとおり山林化している。調査したが山林として証明して問題ないので、よろしくご審議をお願いします。



議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町三津口5丁目〇〇〇〇番外2筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で6,448㎡の第2種農地です。申請の事由は、平成15年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。なお、当申請地については4番申請地と筆界未定となっており、非農地の証明には4番申請地の農振農用地区域の指定の除外が前提となりますので、4番と同時に証明とする予定としています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。写真のとおり、荒れ放題で仕方がないと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は4番申請地の農振農用地区域の指定の除外の告示と同時に証明することと決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字三津口字深之浦〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は314㎡の第2種農地です。申請の事由は、平成15年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。また、農振農用地区域の指定については、8月の農業委員会総会にて指定除外について協議済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。写真の下側に農道があり、その農道ののり面的な畑であったが、立木で覆われておりやむを得ない案件と思う。よろしくをお願いします。

- 議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は農振農用地区域の指定の除外の告示と同時に証明することと決定いたします。
- 議 長：5番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町大浦字黒禿〇〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で955㎡の第2種農地です。申請の事由は、昭和58年頃申請者の義理の兄が耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。また、農振農用地区域の指定については、8月の農業委員会総会にて指定除外について協議済みです。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 三 戸 委 員：25番 三戸です。現地は周辺も全て山林又は原野化している。申請地も豊島に面したところで場所的には良いところだが山林化しています。証明をよろしくをお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は農振農用地区域の指定の除外の告示と同時に証明することと決定いたします。
- 議 長：つぎに、議案第48号「農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：議案第48号についてご説明いたします。この事業は「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。10月7日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが資料1の「農用地利用集積計画（案）」です。なお、この農用地利用集積計画の決定につきましては「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますのでよろしくご審議の程お願い致します。内容についてご説明致しますので、資料1をご覧ください。1ページ、2ページは利用権の

設定について新規の申込みのあった方の一覧表です。利用権を設定し農地を貸す方は〇〇〇〇〇外15名、利用権の設定を受けて農地を借りる方は〇〇〇〇外3名、利用権を設定する農用地は郷原町字田福寺〇〇〇番外43筆、合計面積は13,769㎡です。3ページは利用権の設定について再設定の申込みのあった方の一覧表です。利用権を再設定し農地を貸す方は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外2名、利用権の再設定を受けて農地を借りる方は〇〇〇〇, 利用権を再設定する農用地は豊町久比字大浦〇〇〇〇番〇外1筆、合計面積は710㎡です。設定する権利内容は、新規は使用貸借及び賃貸借による権利の設定で、再設定は使用貸借による権利の設定です。その他貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。4ページは利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。5ページ、6ページは利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されております。本日の総会で決定しましたら「農業経営基盤強化促進法」第19条の規定によりすみやかに公告することになっております。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり決定いたします。

議長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：議案書の8ページから12ページをご覧ください。市街化区域内的の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、8ページ、9ページ「農地法」第4条の規定による届出が5件、10ページ、11ページ「農地法」第5条の規定による届出が4件、計9件ございましたので、ご報告いたします。12ページ「農地法施行規則」第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理についてこの1ヶ月間に受理したもので、農地転用、農業用施設の届出に関する専決処理規程により受理したものが1件ございましたので、ご報告いたします。参考までに農地転用の例外規定についてですが所要面積が200㎡未満と明記されております。例えば農業用倉庫の場合、床面積が200㎡未満ということではなく、所要面積は倉庫の出入り部分、通路、建物等を全て含めて200㎡未満ということですから、それ以上になる場合は、転用許可が必要となります。

議 長：つぎに、「全国農業新聞の普及促進の取り組み」その他本日配付の資料等について事務局の説明をお願いします。

事務局：委員の皆様にご購読いただいております「全国農業新聞」は、「農業委員会等に関する法律」第6条に規定されている情報提供活動の有力な道具として、全国的な情報を定期的に農業者に提供する役割を果たしています。10月11月は後期全国普及強調月間と定められており、農業委員会の活動状況を多くの人に知っていただくため、原則として委員一人あたり2部の新規購読者の獲得に努めていただくようお願いいたします。リーフレット「農業委員会の「情報活動」の意義と役割」と購読申込書2部を配布しておりますのでよろしくをお願いします。なお、全国農業新聞本局への締め切りが11月14日木曜日となっておりますので、11月12日火曜日までに農業委員会事務局にご連絡ください。

資料2として配布しています「平成28年度 農地等相談会の開催計画」についてですが、JA呉まつりが11月11、12日、かわじり元気まつりが11月20日、安浦ええとこ祭りが11月27日、豊町産業文化祭が来年2月11日となっております、これに合わせて相談会を行う予定としており、担当地区で委員さんを振り当てておりますのでよろしくをお願いします。なお、JA呉まつりでの相談会は2日間を予定しており、担当地区の委員さんを割り振っておりますので、都合のつく範囲で出席をお願いします。

議 長：ただ今の説明について、ご質疑・ご意見ございませんか。

議 長：そのほか、今までを通じて何かございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回は、平成28年11月30日 水曜日 午前10時から  
場所は、呉市役所 7階 755～758号室です。

議 長：以上で平成28年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時40分)